⑸　計画に関する実施計画の作成

計画の目標を効果的・効率的に達成するため、計画に沿って事業を実行する取組を、年度ごとの実施計画（以下「実施計画」という。）としてとりまとめ、公表するよう努める。実施主体は、都道府県及び市町村とし、必要に応じて集落単位等の取組が記述できるように工夫する。鳥獣被害防止特措法に基づき市町村が策定する被害防止計画がある場合は、これと整合を図る。指定管理鳥獣捕獲等事業を行う場合には、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を作成する。

10　計画の見直し

計画が終期を迎えたときは、設定された目標の達成度や保護事業又は管理事業の効果を評価し、必要に応じて計画の見直しを行う。なお、計画の評価結果については、その概要を公表する。

11　計画の実行体制の整備

施策の一貫性が確保される体制を整備するため、前述の検討会・連絡協議会の設置等により大学、研究機関、鳥獣の管理の専門家等と連携するとともに、地域住民の理解や協力を得る。特に、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する場合は、鳥獣の管理に関する専門的職員を配置する。国は、都道府県の支援に努める。

第七　鳥獣の生息の状況の調査に関する事項

鳥獣保護管理事業計画には、法第78条の２に基づく調査として、鳥獣の生息の状況の調査に関する以下の事項を参酌して盛り込み、実施する。

1　鳥獣の生態に関する基礎的な調査

⑴　鳥獣生息分布等調査

都道府県に生息する鳥獣の種類、生態、分布、繁殖の状況、出現の季節等を継続的に調査する。保護及び管理を図る上で、特に重要な種については、最新の調査に基づく鳥獣生息分布図を作成する。

⑵　ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査

都道府県に所在する鳥類の主な渡来地について、種別の生息数や飛来時期等、その越冬状況を明らかにするため、ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査を実施する。本調査は、毎年１月中旬に実施する全国的な一斉調査を基本として行う。なお、短期間に広域にわたり調査を行う必要があるため、調査員の能力の向上に努めるとともに熟練したボランティア等を活用する等により、調査精度の向上に努める。

⑶　狩猟鳥獣生息状況調査

主要な狩猟鳥獣については、狩猟等による、生息状況及び生息環境の変化の状況を調査する。狩猟による捕獲数の多いキジ・ヤマドリについては、出合い数調査を継続して生息数の変化を把握する。キジ・ヤマドリについて放鳥する個体に標識を付して、放鳥による効果を測定し、当該地域での定着状況を調査する。ヤマシギ等、生息数の減少が懸念される狩猟鳥獣については、その生息数や生息密度を含めて重点的に調査を行う。指定管理鳥獣である狩猟鳥獣は、狩猟による捕獲の結果を個体数推定の基礎情報として活用する。

⑷　第一種特定鳥獣及び第二種特定鳥獣並びに指定管理鳥獣の生息状況調査

第一種特定鳥獣及び第二種特定鳥獣の生態の基礎調査、捕獲等情報調査、密度指標調査及び被害状況調査を行う。指定管理鳥獣について、第二種特定鳥獣管理計画が定められている場合にあっては、捕獲等情報及び密度指標を用いた個体数推定を行う。

2　法に基づく諸制度の運用状況調査

⑴　鳥獣保護区等の指定及び管理状況に関する調査

鳥獣保護区並びに休猟区の指定、管理等を適正に行うため、対象となる地域において鳥獣の生息状況、生息環境、被害等の計画的・継続的な調査を行う。調査に当たっては、その内容を検討・決定し、専門家等に依頼するほか、特別な技術を要しない調査は、調査目的に応じて、鳥獣の保護に関する普及啓発を図る観点から地域住民やボランティア団体等に依頼し、安全に配慮しながら実施する。

⑵　捕獲等情報収集調査

法に基づいて行われる捕獲（狩猟、許可捕獲及び指定管理鳥獣捕獲等事業での捕獲）については、捕獲を行った者から、捕獲努力量、捕獲年月日、捕獲の位置情報、捕獲個体の性別、捕獲個体の幼獣（鳥）・成獣（鳥）の別、目撃数等から収集するべき基本的な項目を定め、報告させる。特に、指定管理鳥獣については、これらの結果から、単位努力量当たりの捕獲数及び目撃数の算定や、個体数の推定等を行い、生息状況や鳥獣捕獲等事業の効果等を評価する。

また、捕獲に従事する者に対して、錯誤捕獲の実態（種類、数、時期、錯誤捕獲された様態及び捕獲後の処置）を可能な限り報告させる。

⑶　制度運用の概況情報

都道府県が、法に基づいて行う制度の運用の概況を把握する。都道府県はこの情報を鳥獣保護管理事業計画の作成又は変更に活かすとともに、国に提供する。

3　新たな技術の研究開発

⑴　捕獲や調査等に係る技術の研究開発

銃猟について、従来の巻き狩りのみならず、誘引狙撃や夜間銃猟等、様々な猟法を組み合わせた捕獲技術を開発する。わな猟について、新しい猟法の技術開発及び錯誤捕獲の少ないくくりわなやはこわなの改良を進める。また、これまで使用されていない手法も含めて捕獲技術の開発及びそのリスク評価を進める。

また、鳥獣の生息状況を効果的に把握するための調査技術について、その開発を進める。

⑵　被害防除対策に係る技術開発

生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害等を及ぼす鳥獣の被害発生メカニズムを明らかにし、防護柵や防鳥網等による予防、忌避剤や威嚇音等による追い払い、生ごみや未収穫作物の適切な管理、耕作放棄地の解消等による鳥獣の誘引防止等の被害防除対策に資する技術開発を進める。

⑶　捕獲個体の活用や処分に係る技術開発

捕獲した個体の有効活用や効率的な処分に関する技術開発を進める。

第八　鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項

鳥獣保護管理事業計画には、鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項として以下の事項を盛り込む。

1　鳥獣行政担当職員

都道府県鳥獣行政担当職員には、鳥獣保護管理事業計画の内容、鳥獣の生息状況、狩猟者登録を受けた者の数等を勘案し、鳥獣保護管理に関する専門的知見を有する人材を配置するよう努める。また、地方検察庁、警察当局等の協力を得ながら、司法警察員の制度を積極的に活用しつつ効果的な取締りを行う。

2　鳥獣保護管理員

⑴　鳥獣保護管理員の活動について

鳥獣保護管理員の主な活動は、狩猟取締り、鳥獣保護区の管理、鳥獣の生息状況等に関する調査、鳥獣の管理に関する助言・指導、環境教育の推進、普及啓発等とする。鳥獣保護管理員は、鳥獣保護管理事業の実施に関し、非常勤として都道府県の事務を補助するものであって、ボランティアとは異なることから、雇用のための必要な報酬は確保する。

⑵　鳥獣保護管理員の任命について

鳥獣保護管理員は、鳥獣の保護及び管理又は狩猟制度についての知識、技術及び経験を有し、鳥獣の保護及び管理への熱意を有する人材から任命する。

⑶　鳥獣保護管理員の総数について

各都道府県での鳥獣保護管理事業の実施状況に応じた人数を配置する。現状の総数の維持を前提にせず、勤務内容に応じて、必要な人数の配置を検討する。